



宮崎県公報

平成20年3月17日(月曜日) 第1964号

発行 宮 崎 県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

告 示

- 有害興行の指定……………(青少年女参画課) 1
- 救急病院の認定……………(医療業務課) 2
- 道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始(3件)……………() 2
- 土砂災害警戒区域の指定(4件)……………(砂防課) 3
- 都市計画事業の認可……………(都市計画課) 5

公 告

- 宮崎県土地利用基本計画の変更の公表……………(地域振興課) 5
- 入会林野整備計画の適当の決定……………(山村・木材振興課) 5
- 争議行為の通知……………(労働政策課) 6
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(農村整備課) 6
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 6

人事委員会規則

- 職員の自己啓発等休業に関する規則……………6

- 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則……………9
 - 職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則……………9
 - 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………12
 - 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………12
 - 平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則……………13
 - 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………13
- ### 人事委員会告示
- 有給休暇の承認の基準の一部改正……………13
- ### 公安委員会規則
- 宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………13

告 示

宮崎県告示第190号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成20年3月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	制作・配給会社名	指定年月日
19年-106	映画	未亡人民宿 美熟乳しっぽり	オービー映画	平成20年3月10日
19-107	映画	中川准教授の淫びな日々	新日本映像	
19-108	映画	色情淫婦 こまされた女たち	新東宝映画	
19-109	映画	不純な制服 悶えた太もも	オービー映画	
19-110	映画	P2	ムービーアイエンタテインメント	
19-111	映画	新日本映像ニュース <中川准教授の淫びな日々>	新日本映像	
19-112	映画	世界で一番美しい夜	ファントム・フィルム	
19-113	映画	新・監禁逃亡 死の殻	新東宝映画	

19 - 114	映画	一輪の薔薇	オーピー映画
19 - 115	映画	セクハラ洗礼 乱れ喰い	オーピー映画
19 - 116	映画	マダム@便所 恥ずかしい瞬間	オーピー映画
指定理由	内容の全部又は一部が著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

宮崎県告示第 191号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成20年3月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎生協病院	宮崎市大島町天神前1171番地

2 救急病院の認定の有効期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

宮崎県告示第 192号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年3月17日から平成20年3月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 18号	延岡市北方 町蔵田字小 原辰 421番 4 から同市 北方町南久 保山字石畳 子4268番 2 まで	旧	9.5 ～ 184.0	6962.0
				新	9.5 ～ 184.0	
				15.0 ～ 120.0	4467.0	

宮崎県告示第 193号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年3月17日から平成20年3月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	宮崎市大字 瓜生野字竹 原田1654番 2 地先から 同市同大字 同字1705番 2 地先まで	旧	8.5 ～ 19.0	345.0
				新	15.0 ～ 21.0	

宮崎県告示第 194号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年3月17日から平成20年3月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
234	県道	中渡川 下三ヶ 線	日向市東郷 町下三ヶ字 上村2158番 5 地先から 同市同町下 三ヶ字中村 2149番11地 先まで	旧	3.7 ～ 8.0	38.9
				新	4.0 ～ 34.5	

宮崎県告示第 195号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年3月17日から平成20年3月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
16	県道	稲葉崎 平原線	延岡市中央 通三丁目5 番1地先から 同市安賀 多町一丁目 2番4地先 まで	平成20年3月25日

宮崎県告示第 196号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年3月17日から平成20年3月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須 木線	宮崎市大字 瓜生野字竹 原田1654番 2地先から 同市同大字 同字1705番 2地先まで	平成20年3月17日

宮崎県告示第 197号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年3月17日から平成20年3月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
234	県道	中渡川 下三ヶ 線	日向市東郷 町下三ヶ字 上村2158番 5地先から 同市同町下 三ヶ字中村 2149番11地 先まで	平成20年3月17日

宮崎県告示第 198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成20年3月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
清武町	銀代1	II-1-4237	急傾斜地の崩壊
	見極田1	II-1-4256	急傾斜地の崩壊
	銀代4	III-1-9119	急傾斜地の崩壊
	銀代5	III-1-9120	急傾斜地の崩壊
	古井手1	II-2-0321	急傾斜地の崩壊
	古井手2	III-1-9121	急傾斜地の崩壊
	五反畑	III-1-9137	急傾斜地の崩壊
	見極田2	II-1-0106	急傾斜地の崩壊
	古井手3	II-2-0320	急傾斜地の崩壊
	元山1	01-301-3-002	土石流
	元山2-1	01-301-3-003-1	土石流
	元山2-2	01-301-3-003-2	土石流
	菰迫乙1	01-301-3-004	土石流
銀代	01-301-3-012	土石流	
古井手	01-301-3-013	土石流	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備えて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 199号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成20年3月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
串間市	居城田	I-1-0465	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び串間土木事務所に備えて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 200号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

野尻町	栗 須	Ⅱ-2-0039	急傾斜地の崩壊
	栗 須 2	Ⅱ-1-0807	急傾斜地の崩壊
	栗 須 3	I-1-3312	急傾斜地の崩壊
	西 原	I-1-2094	急傾斜地の崩壊
	瀬戸ノ口-1	Ⅱ-1-5518	急傾斜地の崩壊
	西原-1	Ⅱ-1-5519	急傾斜地の崩壊
	西原-2	Ⅱ-1-5522	急傾斜地の崩壊
	東新町-1	I-1-3310	急傾斜地の崩壊
	東新町-2	I-2-0043	急傾斜地の崩壊
	新町-1	Ⅱ-1-5562	急傾斜地の崩壊
	新町-2	Ⅱ-1-5563	急傾斜地の崩壊
	東上ノ原-1	Ⅱ-1-5575	急傾斜地の崩壊
	西新町-1	Ⅱ-1-5577	急傾斜地の崩壊
	池ノ尾-7	Ⅱ-1-5606	急傾斜地の崩壊
	川内-2	Ⅱ-1-5607	急傾斜地の崩壊
	大王-1	I-1-3313	急傾斜地の崩壊
	上鶴戸原-1	Ⅱ-1-5532	急傾斜地の崩壊
	永 山	Ⅱ-1-5590	急傾斜地の崩壊
	大王-3	Ⅱ-1-5612	急傾斜地の崩壊
	新町谷川	05-362-1-022	土 石 流
	西鶴戸原谷川1	05-362-1-016	土 石 流
西鶴戸原谷川2	05-362-1-017	土 石 流	
中鶴戸原谷川	05-362-1-018	土 石 流	
東鶴戸原谷川1	05-362-1-019	土 石 流	
東鶴戸原谷川2	05-362-1-020	土 石 流	
佐 場 1	05-362-1-021	土 石 流	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 202号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成20年 3月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
西都市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
西都市計画道路事業 8・5・1号 逢初川歩行者専用道路
- 3 事業施行期間
平成20年 3月17日から平成24年 3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
西都市大字三宅字寺崎、字堂ヶ嶋、字塚脇及び大字妻字妻園地内
使用の部分
なし

公 告

宮崎県土地利用基本計画（昭和56年宮崎県告示第 746号）を平成20年 3月 7日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第 9 条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、宮崎県地域生活部地域振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成20年 3月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 変更の理由
計画図

森林地域として林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がなくなった地域が生じたため、森林地域を変更する。

2 5地域区分の変更の概要（面積は、計画図により計測したもの）

(1) 総括表 (単位：ヘクタール)

区 分	変更前の面積	変更面積			変更後の面積
		増	減	差 引	
都市地域	88,734	-	-	-	88,734
農業地域	306,338	-	-	-	306,338
森林地域	591,967	-	9	△ 9	591,958
自然公園地 域	95,842	-	-	-	95,842
自然保全地 域	192	-	-	-	192
計	1,083,073	-	9	△ 9	1,083,064
白地地域	6,644	-	-	-	6,644

(2) 変更内容の地域区分別概要 (単位：ヘクタール)

変更に係る5地域の名称	関係市町村名	変 更 面 積		
		増	減	差 引
森 林 地 域	小 林 市	-	2	△ 2
	西 都 市	-	1	△ 1
	野 尻 町	-	2	△ 2
	諸 塚 村	-	4	△ 4

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第 126号）第 6 条第 1 項の規定により、次の入会林野整備組合の入会林野整備計画を適当と決定した。

なお、同法第 6 条第 4 項の規定により、当該入会林野整備計画書

の写しを宮崎県環境森林部山村・木材振興課及び清武町役場において、平成20年4月16日までの間公衆の縦覧に供する。

平成20年3月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名 称

石坂入会林野整備組合

2 事務所の所在地

宮崎郡清武町大字今泉乙 480番地

3 代表者の住所及び氏名

宮崎郡清武町大字今泉乙 480番地
村中 久真市

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、井上病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成20年3月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 争議行為の目的

賃金等の要求のため

2 争議行為の日時

平成20年3月21日午前8時30分から問題解決に至るまで

3 争議行為を行う場所

宮崎市大字芳土80番地
医療法人清芳会井上病院内

4 争議行為の概要

ストライキを含むあらゆる形態の争議行為

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第9項の規定により、浦之名地区1換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

平成20年3月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成20年3月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
児湯郡都農町大字川北字湯ノ本5344番1 外8筆	新潟県新潟市南区清水4501番地1 株式会社 コメリ

人事委員会規則

職員の自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。

平成二十年三月十七日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第一章

職員の自己啓発等休業に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年宮崎県条例第六十二号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合）

第二条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する大学院の課程（同法第四十四条第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準する教育施設を含む。）の課程であつて、その修業年限が二年を超え、二年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

（自己啓発等休業の承認の申請手続）

第三条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書（別記様式）により、自己啓発等休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

2 任命権者は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（自己啓発等休業の期間の延長の申請手続）

第四条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

（職務に復帰した日後における最初の昇給日）

第五条 条例第十条の人事委員会規則で定める日は、初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和四十八年宮崎県人事委員会規則第二号）第三十二条に規定する昇給日とする。

（退職手当の取扱いにおける人事委員会規則で定める要件）

第六条 条例第十一条第二項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮崎県条例第四十四号。以下「退職手当条例」という。）第七条第四項に規定する人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

1 自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日（条例第七条の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあつては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日）までに、任命権者の承認を受けたこと。

1 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第十九条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

2 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当条例第七条第五項及び第七条の四第一項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。）が五年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 通勤（退職手当条例第四条第二項に規定する通勤（他の法令の規定により通勤とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）による負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）若しくは死亡により退職した場合又は退職手当条例第五条第一項に規定する公務上の傷病若しくは死亡（他の法令の規定

により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。）により退職した場合

イ 法第二十八条の二第二項の規定により退職した場合（法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

ウ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合

エ 退職手当条例第七条の四第四項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当して退職した場合

2 前項第三号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 法第二十八条第二項の規定による休職の期間（通勤による傷病又は退職手当条例第五条第一項に規定する公務上の傷病（他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。）により法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。）

二 法第二十九条の規定による停職の期間

三 法第五十五条の二第二項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間

四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業をした期間

五 自己啓発等休業をした期間

六 前各号に掲げる期間に準ずる期間

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第三条の規定による自己啓発等休業の承認の申請手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別記様式 (第 3 条関係)

自己啓発等休業承認申請書

任命権者 _____ 殿	申請年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
申請者 所 属 _____ 職・氏名 _____ (印)	
次のとおり自己啓発等休業の承認期間の延長を申請します。	
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業 (2 及び 3 に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長 (2 及び 4 に記入)
2 自己啓発等 休業の内容	大学等課程の履修 大学等の名称 (所在地) _____ 課程 (修業年限) _____ (_____ 年) 履修の期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
	国際貢献活動 活動組織 _____ 活動国・地域 _____ 活動分野 _____
	活動期間 国内訓練 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで 活動国滞在 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
	3 申請期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
	4 延長の期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
	既に自己啓発等休業をしている期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
5 備考	

- (注) 1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。
 ア 大学等課程における履修又は国際貢献活動の内容及び期間
 イ アの内容に関する照会先
 2 「履修の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
 4 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
 5 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容 (大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
 6 該当する口には、レ印を記入すること。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十七日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉武

宮崎県人事委員会規則第二号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則(昭和四十一年宮崎県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第二条第四項又は第六項」を「第二条第五項又は第七項」に改める。

第六条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 自己啓発等休業(地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第六条第二項中「又は停職」を「自己啓発等休業をし、又は停職」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十七日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉武

宮崎県人事委員会規則第三号

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第一条 職員の育児休業等に関する規則(平成十一年宮崎県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「勤務」を「育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務」に改め、同条中「第五条の三」を「第七条」に改め、同条第二号中「第六号まで」を「第五号まで又は第九号」に改める。

第三条中「第六条」を「第八条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(育児休業条例第十二条の人事委員会規則で定める日数及び時間)

第四条 育児休業条例第十二条の人事委員会規則で定める日数は十二日とし、同条の人事委員会規則で定める時間は十六時間とする。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第一条 給料の調整額に関する規則(昭和三十三年宮崎県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員で同項」に、「占める職員にあつては、」を「占めるものにあつては」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、「除して得た数を」の下に、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項又は市町村勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第二条第一項又は市町村勤務時間等条例第二条

第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。(給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年宮崎県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員で同項」に、「職員にあつては、」を「ものにあつては」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、「除して得た数を」の下に、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項又は市町村勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第二条第一項又は市町村勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

附則第三項第三号中「第四条第五号」を「第四条第一項第六号」に、「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改める。

(職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第四条 職員の管理職手当に関する規則(昭和三十年宮崎県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「定める額」の下に「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年宮崎県条例第四十三号)第二条第二項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成八年宮崎県条例第十六号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第一項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加える。

(職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第五条 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年宮崎県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「経過措置基準額」を「経過措置基準額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該経過措置基準額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年宮崎県条例第四十三号)第二条第二項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成八年宮崎県条例第十六号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第一項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)」に改める。

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第六条 初任給調整手当に関する規則(昭和四十一年宮崎県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「掲げる額」の下に「(地方公務員の育児休業

等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第二項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和三十八年宮崎県条例第四十三号)第二条第二項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成八年宮崎県条例第十六号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第一項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)を加える。

(休日勤務手当に関する規則の一部改正)

第七条 休日勤務手当に関する規則(昭和三十八年宮崎県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第四項」を「第三条第五項」に改める。

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第八条 特地勤務手当等に関する規則(昭和三十六年宮崎県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第二項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)以外の職員であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和三十八年宮崎県条例第四十三号。以下「勤務時間等条例」という。)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「給料及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額」とあるのは、「給料の月額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第五条第二項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第二項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、

当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、県給与条例第六条の二の二第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第二項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、県給与条例第六条の二の二第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 第二項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「給料の月額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、県給与条例第六条の二の二第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第二項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第九条 管理職員特別勤務手当に関する規則(平成三年宮崎県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号ア中「第七条第三項」の下に「(職員の育児休業等に関する条例(平成四年宮崎県条例第六号)第十七条(同条例第二十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

(再任用短時間勤務職員の給料月額の端数計算に関する規則の一部改正)

第十条 再任用短時間勤務職員の給料月額の端数計算に関する規則(平成十三年宮崎県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

題名中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第一条中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員で同項」に、「占める職員」を「占めるもの」に改め、「という。)」の下に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。))」を加える。

第二条を次のように改める。

(端数計算)

第二条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

一 再任用短時間勤務職員 職員の給与に関する条例(昭和三

十九年宮崎県条例第四十号) 第三条第七項又は市町村立学校職員²の給与等に関する条例(昭和二十二年宮崎県条例第二十六号) 第三条第六項

一 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例(平成四年宮崎県条例第六号。以下「育児休業条例」という。)第十五条(育児休業条例第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例第三条第五項若しくは第六項若しくは第三条の二第一項、第二項若しくは第四項、育児休業条例第十六条(育児休業条例第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた市町村立学校職員の給与等に関する条例第三条第五項又は育児休業条例第十七条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年宮崎県条例第一号) 第七条第二項若しくは第三項(農林漁業普及指導手当に関する規則の一部改正)

第十一条 農林漁業普及指導手当に関する規則(昭和三十九年宮崎県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号。以下「育児休業法」という。)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員若しくは育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「掲げる日」とあるのは「掲げる時間」と、「勤務日の合計」とあるのは「勤務日における勤務を要する時間の合計」と、同号ア中「出張(巡回指導のためのものを除く。)している日」とあるのは「出張(巡回指導のためのものを除く。)している時間」と、同号イ中「研修を受けている日」とあるのは「研修を受けている時間」と、同号ウ中「勤務をしていない日」とあるのは「勤務をしていない時間」とする。

第四条の次に次の一条を加える。
(再任用短時間勤務職員等の農林漁業普及指導手当の額の端数計算)

第五条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員について、給与条例第六条の五第二項の規定による農林漁業普及指導手当の額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の農林漁業普及指導手当の額とする。

(時間外勤務手当の支給割合等に関する規則の一部改正)

第十二条 時間外勤務手当の支給割合等に関する規則(平成六年宮崎県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条第四項及び第五項」を「第二条第五項及び第六項」に、「勤務時間等条例第二条第二項及び市町村勤務時間等条例第二条第二項」を「勤務時間等条例第二条第三項及び市町村勤務時間等条例第二条第三項」に、「第二条第三項」を「第二条第四項」に改め、同条第三号及び第三号中「第二条第六項」

を「第二条第七項」に改める。

(教職調整額の支給に関する規則の一部改正)

第十三条 教職調整額の支給に関する規則(昭和四十六年宮崎県人事委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員で同項」に、「占める職員」を「占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員」に改める。

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第十四条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年宮崎県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条の五第二項」を「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員で同項」に、「占める職員にあつては、」を「占めるものにあつては、」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、「得た数」の下に、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項又は市町村勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第二条第一項又は市町村勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

(定時制通信教育手当に関する規則の一部改正)

第十五条 定時制通信教育手当に関する規則(昭和四十一年宮崎県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(再任用短時間勤務職員等の定時制通信教育手当の額の端数計算)

第五条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員について、給与条例第六条の三第一項の規定による定時制通信教育手当の額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の定時制通信教育手当の額とする。

(産業教育手当に関する規則の一部改正)

第十六条 産業教育手当に関する規則(昭和四十一年宮崎県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(再任用短時間勤務職員等の産業教育手当の額の端数計算)

第六条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員について、給与条例第六条の四第一項及び第二項の規定による産業教育手当の額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の産業教育手当の額とする。

(職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規則の一部改正)
第十七条 職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規則(平成

元年宮崎県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
第一条中「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に、「

第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。
第二条第一項中「第二条第六項」を「第二条第七項」に、「同

条第二項」を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」

に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条に次の一項を

加える。
3 前二項の規定は、条例第二条第二項に規定する育児短時間勤

務職員等には適用しない。
第三条第一項及び第二項中「第二条第七項」を「第二条第八項」

に改める。
(市町村立学校職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規則

の一部改正)
第十八条 市町村立学校職員の週休日及び勤務時間の割振りに関す

る規則(平成元年宮崎県人事委員会規則第九号)の一部を次のよ

うに改正する。
第一条中「第二条第六項」を「第二条第七項」に、「第二条第

四項」を「第二条第五項」に改める。
第二条第一項及び第二項中「第二条第六項」を「第二条第七項」

に改める。
附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

期末手当、勤労手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正

する規則をここに公布する。
平成二十年三月十七日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第四号

期末手当、勤労手当及び期末特別手当に関する規則の一部を

改正する規則
期末手当、勤労手当及び期末特別手当に関する規則(昭和四十

一年宮崎県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。
第二条第五号を削り、同条中第六号を第五号とし、第七号を第六

号とし、同条第八号中「第五条の三第一項」を「第七条第一項」に

改め、同条中同号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条に次の

一号を加える。
九 法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業(以下「

自己啓発等休業」という。)をしている職員
第三条第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第

一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員(以下

「再任用職員」という。)で同項」に、「占める職員」を「占める

もの」に改め、同条第三号中「その他」を「育児休業法第十八条

第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員その

七 育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員又

は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

(以下「育児短時間勤務職員等」という。)として在職した期

間については、当該期間から当該期間に算出率(育児休業条例

第十五条の規定により読み替えられた給与条例第三条第五項及

び育児休業条例第十六条の規定により読み替えられた市町村立

学校職員の給与等に関する条例第三条第五項に規定する算出率

をいう。第十二条第二項第五号において同じ。)を乗じて得た

期間を控除して得た期間の二分の一の期間
第八条第二号中「第六号まで」を「第五号まで、第八号及び第九

号」に改め、同条第五号中「第五条の三第二項」を「第七条第二項

」に改め、同条第六号を削る。
第十二条第二項第一号中「第六号」を「第五号」に改め、同項第

一号中「第九号」を「第八号」に改め、同項第十号を同項第十二号

とし、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号を同項第十号と

し、同項第七号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、

同項中同号を第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五

号中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同項中同号を第

七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第四号

とし、同号の次に次の一号を加える。
五 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算

出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
第十二条第二項第二号の次に次の一号を加える。

三 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間
第十四条第一号中「法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五

第一項の規定により採用された職員(次号において「再任用職員」

という。)」を「再任用職員」に改める。
第十四条の二第一号中「第六号及び第七号」を「第五号、第六号、

第八号及び第九号」に改め、同条第二号中「第五条の三第三項」を

「第七条第三項」に改める。
第十四条の三第一号中「第六号及び第七号」を「第五号、第六号

及び第九号」に改める。
第十四条の七第一項第二号中「に規定するそれぞれの月額」を

「(育児休業条例第十五条(育児休業条例第二十一条第二項におい

て準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を

含む。)に規定する」に改める。
別表第二中「又は」を「及び任期付職員条例第七条第三項(育児

休業条例第十七条(育児休業条例第二十一条第二項において準用す

る場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の

規定により決定された」に改める。
附 則
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月十七日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第五号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(昭和四十一年宮崎県人事委員会規則第六

号)の一部を次のように改正する。
第五条第二号中「地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百

二十一号)別表」を「地方公務員災害補償法施行規則(昭和四十二

年自治省令第二十七号)別表第三」に改める。
第八条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時

間勤務職員等」に改め、同条中「第五条の九第二項第二号」の下に「(職員の育児休業等に関する条例(平成四年宮崎県条例第六号)第十五条(同条例第二十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第十七条の二第二項第三号及び第十七条の四第二項中「又は地公法」を「地公法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、又は地公法」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

平成十七年改正県給与条例附則第七条及び平成十七年改正市町村立学校給与条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十七日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉武

宮崎県人事委員会規則第六号

平成十七年改正県給与条例附則第七条及び平成十七年改正市町村立学校給与条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十七年改正県給与条例附則第七条及び平成十七年改正市町村立学校給与条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する規則(平成十八年宮崎県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号オ中「平成三年法律第百十号」の下に「。以下「育児休業法」という。」を加え、同条第七号中「又は職員の育児休業等に関する条例(平成四年宮崎県条例第六号。以下「育児休業条例」という。))第六条」を「、職員の育児休業等に関する条例(平成四年宮崎県条例第六号。以下「育児休業条例」という。))第八号又は職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年宮崎県条例第六十二号)第十条」に改め、同条第八号中「又は第二項」を「又は第三項」に改める。

第三条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 施行日以降に育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務(次条第一項第四号において「育児短時間勤務」という。)を始めた職員

第四条第一項中第五号を第六号とし、同項第四号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、「得た額」の下に「(その額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、勤務時間等条例第二条第二項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第二条第一項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十七日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉武

宮崎県人事委員会規則第七号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和二十八年宮崎県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「事由により現実には職務をとることを要しない期間」の下に「又は地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業(職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年宮崎県条例第六十二号)第十一条第二項の規定により読み替えて適用される条例第七条第四項に規定する場合に該当するものを除く。))により現実には職務をとることを要しない期間」を加え、同条第二号中「期間に限る。)」の下に「又は育児短時間勤務(地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による勤務を含む。))をいう。))により現実には職務をとることを要しない期間」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会告示

宮崎県人事委員会告示第一号

有給休暇の承認の基準(昭和二十八年宮崎県人事委員会告示第一号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月十七日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉武

第二十号中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

公安委員会規則

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十七日

宮崎県公安委員会委員長 田代 知代

宮崎県公安委員会規則第一号

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則(昭和五十六年宮崎県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「、犯罪被害者支援室」を「及び犯罪被害者支援室」に改める。

第十一条第一項第七号を次のように改める。

七 サイバー犯罪に関すること。

第十一条第二項中「街頭犯罪対策室」の下に「及びサイバー犯罪対策室」を加え、同条に次の三項を加える。

6 サイバー犯罪対策室においては、サイバー犯罪に関する事務をつかさどる。

7 サイバー犯罪対策室にサイバー犯罪対策室長を置き、警視又は警部をもつて充てる。

8 サイバー犯罪対策室長は、上司の命を受け、サイバー犯罪対策室の事務を掌理する。

第十六条の二に次の四項を加える。

- 2 組織犯罪対策課に犯罪収益対策室を置く。
- 3 犯罪収益対策室においては、犯罪による収益の移転防止に関する事務をつかさどる。
- 4 犯罪収益対策室に犯罪収益対策室長を置き、警視又は警部をもって充てる。
- 5 犯罪収益対策室長は、上司の命を受け、犯罪収益対策室の事務を掌理する。

第三十四条第三項中「留置場」を「留置施設」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年三月十九日から施行する。